車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第９号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

令和７年８月29日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　高松　　勝

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路　線　名	区　　間
一般国道475号	岐阜県本巣市三橋字三本木25番18から 岐阜県揖斐郡大野町大字下磯字宮前212番１まで

２　指定する期日　令和７年８月30日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第17号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年８月29日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

東名リニューアル工事（大井松田ＩＣ～清水ＩＣ）に伴う料金調整の実施について

１．東名リニューアル工事に伴う料金調整①

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、小田原厚木道路又は一般道への迂回を目的として、⑷に定めるＡインターチェンジから流出し、Ｂインターチェンジから再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が小田原厚木道路又は一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和７年９月24日から令和８年３月27日まで。

⑷　対象インターチェンジ

下り線

Ａインターチェンジ	Ｂインターチェンジ
第一東海自動車道　厚木インターチェンジから大井松田インターチェンジまでの各インターチェンジ	第一東海自動車道　御殿場インターチェンジ
第二東海自動車道横浜名古屋線　伊勢原大山インターチェンジから新秦野インターチェンジまでの各インターチェンジ	第二東海自動車道横浜名古屋線　新御殿場インターチェンジ及び長泉沼津インターチェンジ

⑸　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下､「新深夜割引」という。)との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．東名リニューアル工事に伴う料金調整②

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、⑷に定める入口インターチェンジ及び出口インターチェンジを利用し、東富士五湖道路（一般有料道路：国道138号）須走ＩＣを流出し、一般道（国道138号）を乗り継ぐことを目的として、中央自動車道富士吉田線河口湖インターチェンジを流出し、第一東海自動車道御殿場インター一チェンジまたは第二東海自動車道横浜名古屋線新御殿場インターチェンジから再流入して、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が東富士五湖道路及び一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和７年９月24日から令和８年３月27日まで。

⑷　対象入口・出口インターチェンジ

入口インターチェンジ

中日本高速道路株式会社が管理する路線	中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから八王子インターチェンジまでの各インターチェンジ
	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）内回りの八王子西インターチェンジ
	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）外回りの海老名インターチェンジから高尾山インターチェンジまでの各インターチェンジ
東日本高速道路株式会社が管理する路線	関越自動車道上越線の小諸インターチェンジから上越高田インターチェンジまでの各インターチェンジ、中央自動車道長野線の各インターチェンジ及び北陸自動車道の親不知インターチェンジから西山インターチェンジまでの各インターチェンジを除く全インターチェンジ